

科目3

精神保健医療福祉に関する法律

講義3

地域保健活動に必要な精神保健医療福祉に関する法律や制度

1)地域保健法との関連

地域保健法

第1条

この法律は、地域保健対策の推進に関する基本指針、保健所の設置その他地域保健対策の推進に関し基本となる事項を定めることにより、母子保健法その他の地域保健対策に関する法律による対策が地域において総合的に推進されることを確保し、もって地域住民の健康の保持及び増進に寄与する

【具体的な内容】

- ◆ 地域保健対策の推進に関する基本指針
- ◆ 保健所の設置
- ◆ 市町村保健センターの設置
- ◆ 地域保健対策に係る人材確保の支援に関する計画

「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」

第一 地域保健対策の推進の基本的な方向

- 一 地域における地域保健対策の推進
- 二 地域における健康危機管理体制の確保
- 三 科学的根拠に基づいた地域保健の推進
- 四 国民の健康づくりの推進

第二 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項

- 一 保健所
- 二 市町村保健センター

第三 地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査に関する基本事項

第四 地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに人材確保計画の策定に関する基本的事項

第五 社会福祉等の関連施策との連携に関する基本的事項

- 一 保健、医療、福祉の連携の下で最適なサービスを総合的に提供するための調整の機能の充実
- 二 包括的な保健、医療、福祉のシステムの構築
- 三 次世代育成支援対策の総合的かつ計画的な推進
- 四 高齢者対策及び介護保険制度の円滑な実施のための取組

五 精神障害者施策の総合的な取組

六 児童虐待防止対策に関する取組

第六 その地域保健対策の推進に関する重要事項

- 一 国民の健康づくり及びがん対策等の推進
- 二 生活衛生対策
- 三 食品安全対策
- 四 地域保健、学校保健及び産業保健の連携
- 五 地域住民との連携及び協力

「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」

第五 社会福祉等の関連施策との連携に関する基本的事項

五 精神障害者施策の総合的な取組

- 1 精神障害者に係る保健、医療、福祉等関連施策の総合的かつ計画的な取組を促進すること。
- 2 都道府県及び市町村並びに保健所は、精神障害者ができる限り地域で生活できるようにするため、居宅生活支援事業の普及を図るとともに、ケアマネジメントの手法の活用を推進を検討すること。特に、条件が整えば退院可能とされる者の退院及び社会復帰を目指すため、必要なサービスの整備及び資源の開発を行い、地域の保健、医療、福祉関係機関の連携を進めること。
- 3 都道府県及び市町村並びに保健所は、精神障害者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制及び支援体制を構築するとともに、当事者自身による相互支援活動等を支援すること。
- 4 都道府県及び市町村並びに保健所は、精神疾患及び精神障害者への正しい理解の普及を推進するとともに地域住民の精神的健康の保持増進を推進すること。

保健

● 職域保健

- ◆ 労働者の健康管理

● 医療保険者による保健

- ◆ 特定健康診査

● 学校保健

● 環境保健

● 広域保健

- ◆ 検疫
- ◆ 医療従事者の身分法

など

地域保健

対人保健

- 健康増進法
- 感染症法、予防接種法
- 母子保健法
- **精神保健福祉法**
- その他

- ◆ 難病医療法、がん対策基本法、
肝炎対策基本法 など

● 地域保健法

- ◆ 基本指針
- ◆ 保健所等の設置
- ◆ 人材確保

対物保健

- 食品衛生法
- 興行場法などの業法
- 水道法
- 墓地埋葬法
- その他

- ◆ 狂犬病予防法、薬事法、
ビル管法、生衛法 など

医療

● 医療法

- ◆ 病院の開設許可
- ◆ 医療計画

● 薬事法

- 医療従事者の身分法
- 高齢者医療確保法
- がん対策基本法
- 医療観察法

など

福祉

- 身体障害者福祉法
- 知的障害者福祉法
- 児童福祉法
- 児童虐待防止法

- 介護保険法
- 障害者総合支援法
- 発達障害者支援法
- **精神保健福祉法**
- 老人福祉法

など

2)社会福祉法との関連

社会福祉法

第1条

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

【具体的な内容】

- ◆ 社会福祉の推進を目的
- ◆ 社会福祉を目的とする事業・活動における共通項目
- ◆ 社会福祉における日本政府及び地方公共団体の義務
- ◆ 社会福祉に関わる事業(社会福祉事業)の種別や事業主体の制限(社会福祉法人)
- ◆ 既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制構築

重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。

(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)

▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**

○新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須

○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

令和3年4月1日施行

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応(既存の地域資源の活用方法の拡充)

(狭間のニーズへの対応の具体例)

就労支援

見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**

従来の仕組み

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

生活困窮分野の
相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を
問わない
相談・地域づく
りの実施体制

3) 医療観察法との関連

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律

目的(第1条)

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その**病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進すること**

【心神喪失等】 心神喪失又は心神耗弱の状態のことであり、精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問うことが難しい状態であること

【重大な他害行為】 6罪(殺人、放火、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、傷害)※傷害以外未遂を含む

【特徴】

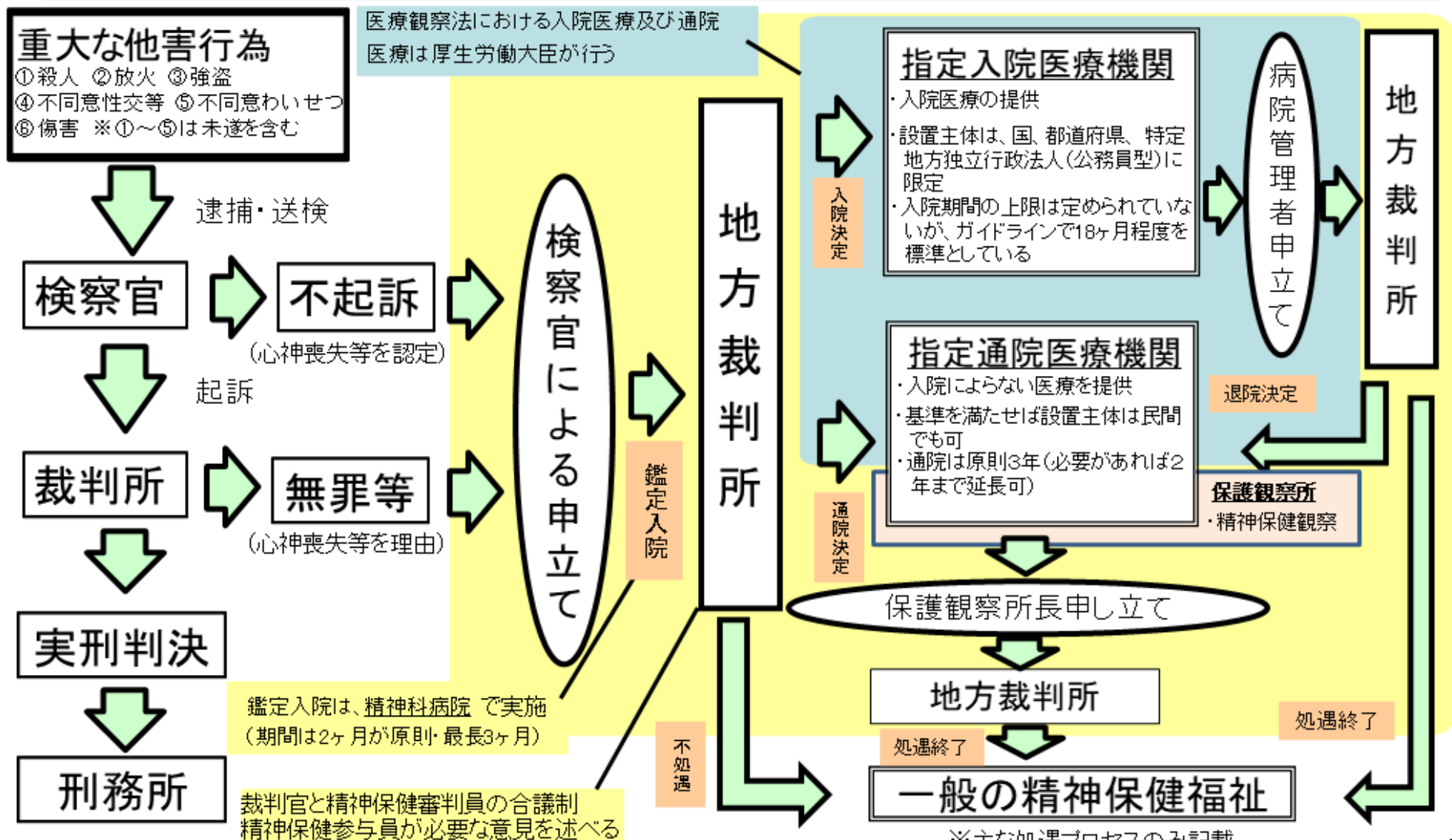
- ◆ 裁判所が適切な処遇を決定
- ◆ 手厚い専門的な医療の提供
- ◆ 地域での継続的な医療を確保するための仕組み

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）の仕組み

（制度は、法務省・厚生労働省共管）

平成15年7月成立・公布、平成17年7月15日施行

心神喪失等で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、病状の改善及び同様の行為の再発防止を図り、その社会復帰を促進するよう、対象者の処遇を決定する手続等を定めるもの。



医療観察法に基づく入院から社会復帰の流れ

入院決定

【入院処遇中】

指定**入院**医療機関の専用病棟における入院による医療の提供

退院決定

【通院処遇中】

帰住地の精神保健医療福祉のネットワーク

都道府県

保健所・精神保健福祉センター

障害福祉サービス事業者

対象者は**保護観察所**の精神保健観察下において通院医療を受ける

市町村

障害保健福祉担当部局

指定**通院**医療機関

原則**3**年間(最大5年間)

※ 通院期間終了後は、地域の精神保健医療福祉の枠組みに移行

4)障害者総合支援法との関連

障害者総合支援法

第1条

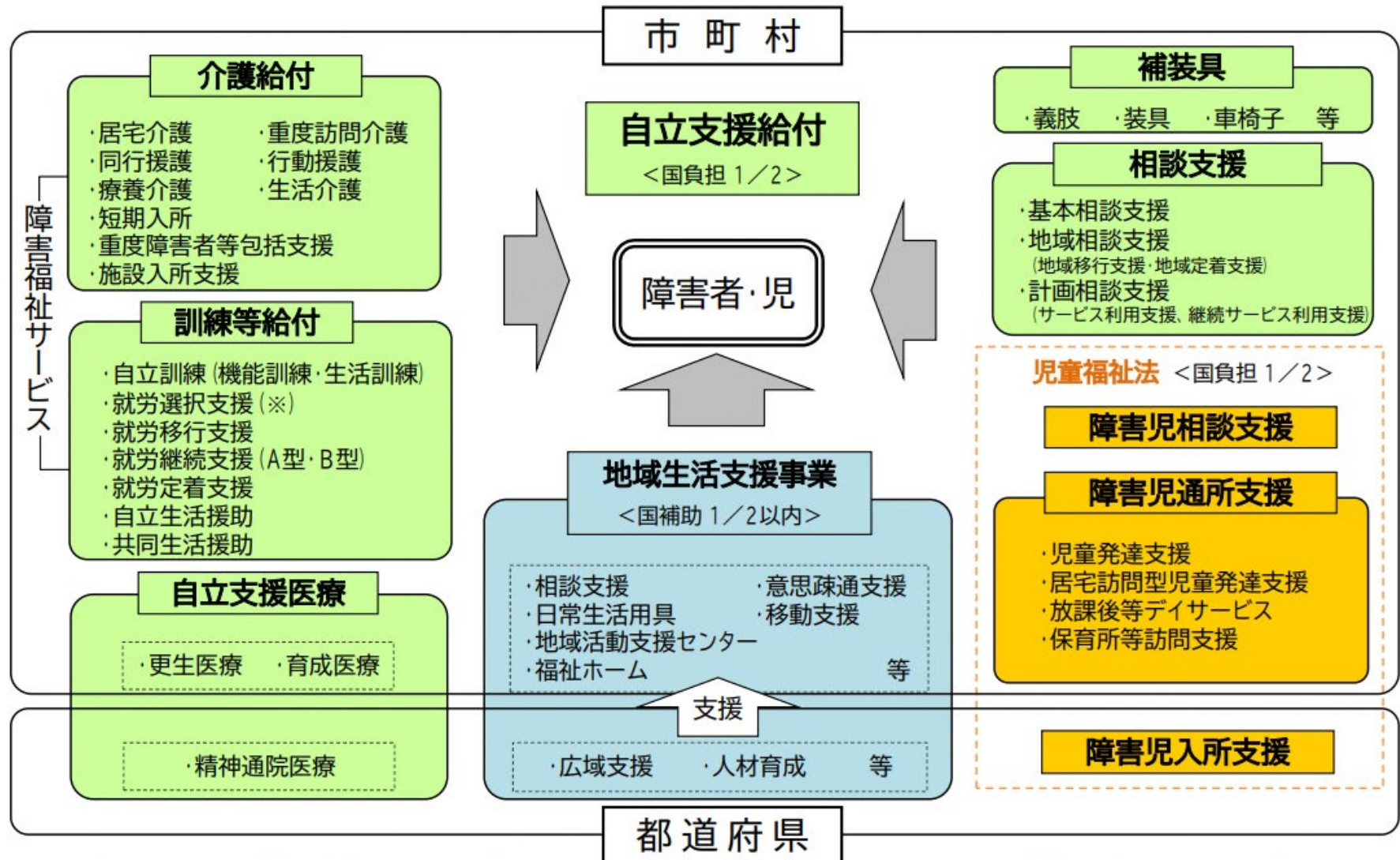
この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、**精神保健及び精神障害者福祉に関する法律**、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する**個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むこと**ができるよう、必要な**障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援**を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【具体的な内容】

◆自立支援給付 ◆地域生活支援事業 ◆事業及び施設 ◆障害福祉計画

等

障害者総合支援法によるサービス



(※) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律 (令和4年12月16日公布) により新たに創設。(施行日: 公布後3年以内の政令で定める日)

5)その他

精神保健／相談支援と関連する法制度

精神保健／相談支援と関連する法制度

精神保健福祉制度・障害福祉制度等

- ・精神保健福祉法
- ・障害者総合支援法★
- ・心神喪失者等医療観察法
- ・障害者基本法★
- ・身体障害者福祉法
- ・知的障害者福祉法
- ・発達障害者支援法
- ・障害者虐待防止法
- ・障害者差別解消法
- ・自殺対策基本法★
- ・アルコール健康障害対策基本法
- ・ギャンブル依存症対策基本法

相談支援の中で関連する法制度

- ・介護保険法★
- ・老人福祉法★
- ・認知症基本法★
- ・児童福祉法★
- ・児童虐待防止法
- ・母子保健法
- ・成育基本法
- ・配偶者暴力防止法
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- ・地域保健法
- ・健康増進法★
- ・生活保護法
- ・生活困窮者自立支援法
- ・ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

科目3 まとめ

- 精神保健福祉法だけでなく、精神保健福祉の保健・医療・福祉の制度と関連する法制度が拡大している
- このことは精神保健福祉の対象の広がりとも密接に関係している
- 保健所・市町村での相談においても精神保健のニーズへの対応が一層求められている
- 精神保健福祉相談員は、これら様々な法律に基づいた制度・施策を所管する部署や機関と連携して対象者のニーズに対応するために、自治体内でのマネジメントの役割を発揮する必要がある
- その支援の蓄積から地域のニーズを把握し、各法に基づく市町村・都道府県計画策定への積極的な関与も役割となってくる

参考文献・資料

- 厚生労働省『健康・医療 地域保健』ホームページ.
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/tiiki/index.html>
- 地域保健対策の推進に関する基本的な指針(2023年3月27日厚生労働省告示第86号)
- 厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト 重層的支援体制整備事業について」ホームページ.
<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/jigyou/>
- 厚生労働省「医療観察法各種ガイドライン等 通院処遇ガイドライン」
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000197589_00007.html
- 全国社会福祉協議会「障害者総合支援法のサービス利用説明パンフレット(2021年4月版)」
https://www.shakyo.or.jp/download/shougai_pamph/index.html

ご視聴ありがとうございました。

続いて、

【科目4】精神保健福祉相談員の役割
に関する動画をご覧ください。

【動画作成】

厚生労働行政推進調査事業費補助金

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの
構築を推進する政策研究」分担研究

「自治体における包括的ケアの推進に関する研究」

【作成協力】

全国精神保健福祉相談員会